

鉄道友の会中国支部費規程

(目的)

第1条 この規程は、鉄道友の会中国支部の支部費に関する事項を定めることを目的とする。

(支部費の額)

第2条 支部費は年額1,600円とする。

(支部費の前納制)

第3条 支部会員になろうとする者(支部会員を継続しようとする場合を含む)は、事業年度が始まる前に支部費を納入しなければならない。

(納入方法)

第4条 支部費の納入は、原則として、郵便振替による本部会費との一括納入で行うものとする。

2 前項の方法で納入できない場合は、次の各号により納入する。

(1) 郵便振替、銀行振込等による支部口座への送金。この場合は、送金に要する手数料は支部会員個人が負担する。

(2) 事務局への直接納入。ただし、事務局が受付可能な場合に限る。

3 支部費未納入が判明した支部会員は、遅滞なく上記事項の方法にて支部費を納入しなければならない。ただし、未納期間経過日数の支部費減免は行わない。

(年度途中からの支部所属)

第5条 年度途中であっても、支部費を納入すれば支部会員になることができる。

ただし、支部会員としての権利を遡って請求することはできない。

2 支部費は、支部会員になった時期により、以下規定に定める額とする。

事業年度の 4月1日～6月30日の場合 支部費の100%

事業年度の 7月1日～9月30日の場合 支部費の75%

事業年度の10月1日～11月30日の場合 支部費の50%

事業年度の12月1日～12月31日の場合 支部費の25%

事業年度の1月1日～3月31日の場合 支部費全額免除(※)

(※) 次年度に支部会員を継続する事を条件とする。

3 上記2項の金額に10円未満が生じた場合は、10円未満を切り上げとする。

(減免及び後納)

第6条 特段の事由がある場合に限り、支部長は支部費の減免及び後納を認めることがある。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、支部総会の審議による決議を経て行う。

附則

この規程は2017年5月21日制定、2017年12月1日より施行する。

2022年 5月22日一部改定